

## 意見書

平成17年11月30日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まきよし  
代表取締役社長 孫 正義

涉外第17-0251号

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) にっぽん かぶしがいいしゃ  
氏 名 日本テレコム株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょう くらしげ ひでき  
代表執行役社長 倉重 英樹

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」検討アジェンダ(案)  
に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

[要旨]

- ・ 競争ルールの在り方を検討するにあたっては、アジェンダの各項目について、以下のプロセス・視点を通じた分析・検討を行うことによって、抜け・漏れのないようにすべきと考えます。

(1) 検討のプロセス

- ・ アジェンダの各項目について、以下のプロセスでの検討が必要と考えます。

プロセス1：現行制度の評価

プロセス2：今後の環境変化における問題点の洗い出し（現行の問題点は依然として残るか、新たな問題が発生するか）

プロセス3：今後の方策の検討

(2) 問題分析の視点

- ・ 上記の現行制度の評価や問題点の洗い出しにおいては、参入障壁や競争阻害要因の分析が必要と考えます。参入障壁や競争阻害は、大きく以下の5点の問題に起因するものがあると認識しております。

市場支配力に起因する問題

ボトルネック設備の保有に起因する問題

独占から始まった特殊な市場であることに起因する問題

お客様の利便性が維持できないことに起因する問題

規制に起因する問題

(3) 方策検討の視点

- ・ 今後の方策を検討する際、上記 ~ の問題に対する方策は以下のようになると認識しております。なお、実際には上記の ~ が複雑に絡み合っている場合があり、単純に方策を決定することはできない場合もあると認識しております。

の問題がある場合：非対称規制、独占禁止法による対応

の問題がある場合：設備開放（今後構築されるネットワークを含む）

の問題がある場合：機能分離・構造分離、独占禁止法による対応

（ のお客様情報も該当）

の問題がある場合：特別なルールの策定

(例：移動体番号ポータビリティ、お客様情報の開示等)  
の問題がある場合：規制緩和、規制変更

- ・ 上記の観点から、弊社としてアジェンダ案に追加すべき項目は主に以下のとおりと考えます。

1. 現行の問題の総括
2. IP化の進展の中でもボトルネック設備として残ると思われる設備の評価
3. 1999年のNTT分割は、有効に機能してきたと考えられるか
4. 支配的事業者の物理レイヤーとサービスレイヤーを分離する方策も視野に入れた検討
5. メタル回線の位置付けの評価および移行プロセスのルール化の検討

	検討事項	具体的内容
<p>[追加] I P 化の進展に対応した競争ルールの在り方の検討プロセス</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争ルールの在り方を検討するにあたっては、アジェンダの各項目について、以下のプロセス・視点を通じた分析・検討を行うことによって、抜け・漏れのないようにすべきと考えます。</li> </ul> <p>(1) 検討のプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジェンダの各項目について、以下のプロセスでの検討が必要と考えます。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">プロセス 1：現行制度の評価  プロセス 2：今後の環境変化における問題点の洗い出し（現行の問題点は依然として残るか、新たな問題が発生するか）  プロセス 3：今後の方策の検討</p> <p>(2) 問題分析の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の現行制度の評価や問題点の洗い出しにおいては、参入障壁や競争阻害要因の分析が必要と考えます。参入障壁や競争阻害は、大きく以下の 5 点の問題に起因するものがあると認識しております。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">市場支配力に起因する問題  ボトルネック設備の保有に起因する問題  独占から始まった特殊な市場であることに起因する問題  お客様の利便性が維持できないことに起因する問題  規制に起因する問題</p> <p>(3) 方策検討の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の方策を検討する際、上記 ~ の問題に対する方策は以下になると認識しております。なお、実際には上記の ~ が複雑に絡み合っている場合があり、単純に方策を決定することはできない場合もあると認識しております。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">の問題がある場合：非対称規制、独占禁止法による対応  の問題がある場合：設備開放（今後構築されるネットワークを含む）  の問題がある場合：機能分離・構造分離、独占禁止法による対応  （ のお客様情報も該当）</p>

検討事項			具体的内容
			<p>の問題がある場合：特別なルールの策定 (例：移動体番号ポータビリティ、お客様情報の開示等)</p> <p>の問題がある場合：規制緩和、規制変更</p> <p>・上記の観点から、弊社としてアジェンダ案に追加すべき項目は主に以下のとおりと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現行の問題の総括</li> <li>2. IP化の進展の中でもボトルネック設備として残るとと思われる設備の評価</li> <li>3. 1999年のNTT分割は、有効に機能してきたと考えられるか</li> <li>4. 支配的事業者の物理レイヤーとサービスレイヤーを分離する方策も視野に入れた検討</li> <li>5. メタル回線の位置付けの評価および移行プロセスのルール化の検討</li> </ol>
1. IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方	(1) IP化の進展に伴う競争環境の変化	ブロードバンド時代のビジネスモデルに係る分析の枠組み	-レイヤー間での市場支配力の影響について分析する必要があることから、このアプローチは妥当と考えます。
		その他「競争環境の変化」として考慮すべき事項	-「現行の問題の総括」をアジェンダに追加すべきと考えます。 [理由]現行制度は、現状の競争環境下において、公正競争の確保およびお客様の利便の向上という観点からは万全なものとはいえないと認識しております。競争環境の変化を考慮するにあたっては、まず現状の問題の洗い出しを行うべきと考えます。
	(2) ブロードバンド市場における競争政策の基本的視点	サービス競争と設備競争の関係	-「IP化の進展の中でもボトルネック設備として残るとと思われる設備の評価」をアジェンダに追加すべきと考えます。 [理由]「サービス競争」と「設備競争」のバランスを考える上では、IP化の進展においても、ボトルネック設備として残るとと思われる設備の評価が必要と考えます。弊社としては、加入者回線(管路・電柱・局舎などのインフラ含む)などは、IP化が進展してもなお他事業者が「設備ベース」で対等な競争が困難と認識しており、十分留意すべきと考えます。
		競争中立性と技術中立性の確保の在り方	-「IP化が進展する中での技術中立性の在り方」および「標準化の在り方・接続IF等の情報開示の在り方」を追加すべきと考えます。 [理由]ネットワーク効果によって市場支配的事業者の独占力が強く働くネットワークレイヤーにおいては、競争を促進するためには、「技術的中立性」だけでなく、同一レイヤーで競争する事業者の相互接続性が重要であり、標準化の在り方や接続IF等の情報開示の在り方の検討が必要と考えます。

検討事項		具体的内容
		また、相互接続性の確保は、技術中立性に一定の制限を加えることになる可能性もあることから、技術中立性の在り方について、十分な検討が必要と考えます。
	検討に際しての時間軸の考え方	-移行後のあり方だけでなく、移行段階で、特定事業者の市場支配力が強化される可能性も高いことから、移行段階での競争政策について十分な検討・コンセンサスが必要と認識しており、本論点は妥当と認識しております。
	(3) その他「競争政策に関する基本的考え方」として検討すべき事項	<p>-「NTTの市場支配力に対する規制の評価」および「IP化・垂直統合型ビジネスモデルが進展する中での市場支配的事業者に対する規制の在り方」をアジェンダ案に追加すべきと考えます。</p> <p>[理由] NTTが11月9日に発表した中期経営戦略においては、現状のNTT法における事業区分を維持したまま次世代ネットワークの構築やグループ一体経営の強化を行うとしておりますが、こうした流れは1999年のNTT再編の趣旨を没却すると同時に、IP化が進展する中でもNTTグループの市場支配力を強化することにもなりかねないと考えております。</p> <p>IP化が進展する中でのレイヤー間の公正競争について議論するにあたっては、まずNTTの市場支配力に対する規制が今まで有効に機能してきたかの評価した上で、公正競争条件の確保および長期的なお客様へのメリットという視点で、今後どうあるべきかを検討することが不可欠であると考えます。</p> <p>具体的には、以下の観点について、評価・検討を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1999年のNTT分割は、有効に機能してきたと考えられるか。</li> <li>・市場支配的事業者に対する行為規制が有効に機能してきたと考えられるか。</li> <li>・NTT東西の活用業務の制度が競争に有効に機能してきたと考えられるか。</li> <li>活用業務の認可手続きは十分と考えられるか。</li> <li>これまでに「活用業務」として認可されたサービスは、依然として「活用業務」と捉えることができるか。</li> </ul> <p>その上で、市場支配的事業者に対する今後の規制の在り方はどうあるべきか。</p> <p>-支配的事業者の物理レイヤーとサービスレイヤーを分離する方策も視野に入れた検討。</p>
2. 今後の接続政策の在り方	(1) 接続政策に関する基本的視点	<p>電気通信事業分野におけるこれまでの接続ルールに対する評価</p> <p>-1(1) にて述べたように、「現行の問題の総括」をアジェンダに追加すべきと考えます。</p> <p>[理由] 有効に機能したかどうかの評価だけでなく、不十分な点についても総括すべきと考えます。</p>
	市場環境の変化に即して見直し(又は維持)が必	<p>-1(2) にて述べたように、「IP化の進展の中でもボトルネック設備として残ると思われる設備の評価」をアジェンダに追加すべきと考えます。</p> <p>[理由] 見直しだけでなく、今後のIP化の進展、垂直統合型ビジネスモデルの比重の高まりの中で</p>

検討事項		具体的内容
	要と考えられる事項	<p>も、ボトルネック性が変わらないと思われる設備についての検討が必要と考えます。</p> <p>-また、その設備について、「競争を促進し、お客様の利便を向上するための更なるルール化の検討」をアジェンダ案に追加すべきと考えます。具体的にルールの検討が必要なものとして、主に以下のものがあると認識しております。</p> <p>屋内配線メニューの追加（接続料金化）、屋内配線工事料金の設定  加入者情報の開示ルールの整備  コロケーションルールの一層の整備（スペース不足、電力設備不足への対応）  中継ダークファイバの貸し出しルールの一層の整備（容量不足への対応）  加入者回線の貸し出しルールの一層の整備（メタルケーブル、光ファイバケーブルの接続点の追加）  加入者線路設備の貸し出しルールの一層の整備（電柱使用料の接続料金化）</p> <p>[理由] IP化が進展する中でも、現状と同様ボトルネック性が変わらない設備に関し、2（1）で述べた評価において不十分と評価された点については、更なるルール化が必要と考えます。その際、公正競争を促進するためには、単に「公平性」を担保するだけでなく、迅速なサービス提供や簡便な手続きでの事業者変更など、お客様の利便を向上するためのルールの在り方を検討すべきと考えます。</p> <p>-「市場支配的事業者のインターフェースの開示の在り方」について、アジェンダ案に追加すべきと考えます。</p> <p>[理由] 1（2）で述べたとおり、ネットワーク層はネットワーク効果による市場独占性が強く発揮されることから、ネットワーク層においては、同一レイヤーで競争する事業者同士の相互接続性がIP化の進展の中での公正競争の確保にとって不可欠と考えます。</p>
	垂直統合型のビジネスモデルと市場支配力の関係	-1（1）で述べたとおり、妥当な論点と考えます。
(2) 指定電気通信設備制度の在り方	指定電気通信設備の範囲	<p>-「メタル回線の位置付けの評価」および「移行プロセスのルール化の検討」をアジェンダとして追加すべきと考えます。</p> <p>[理由] IP化とメタル回線から光ファイバへの移行は本来無関係であり、指定電気通信設備の範囲を検討するにあたっては、IP化の進展の中でのメタル回線の位置付けについて、利用者利便と公正競争の確保の観点から検討を行う必要があると考えます。</p>

検討事項		具体的内容
		<p>-(b)について、「ジョイントドミナンスにおける指定電気通信設備の範囲の在り方」を論点として追加すべきと考えます。</p> <p>[理由]各サービス単独の市場支配力だけでなく、サービスが連携される場合、市場支配力について特別な考慮が必要と考えます。</p>
	(3) 接続料算定の在り方	<p>その他「接続料算定の在り方」について検討すべき事項</p> <p>-「事後精算制度の在り方」について、アジェンダに追加すべきと考えます。</p> <p>[理由]実際費用方式・LRIC・将来原価方式の問題は、何を原価とみなすかということに帰着すると考えます。その意味においては、原価算定方式の在り方とあわせ、事後精算制度の在り方についても検討を行う必要があると考えます。</p>
	(5) その他「今後の接続政策の在り方」について検討すべき事項	<p>-2(1) 等で述べたとおり、「現行の問題の総括」をアジェンダに追加すべきと考えます。</p> <p>[理由]有効に機能したかどうかの評価だけでなく、不十分な点についても総括すべきと考えます。</p>
3. 今後の料金政策の在り方	(3) 新しい料金体系への対応	<p>ビジネスモデルの多様化に対応した料金政策の必要性</p> <p>-「垂直統合型ビジネスモデルが進展していく中での市場支配的事業者による「不当な取り扱い」の範囲の在り方」について、アジェンダに追加すべきと考えます。</p> <p>[理由]現状の市場支配的事業者に対する行為規制については、総務省殿および公正取引委員会殿のガイドラインによって、不当な取り扱いの範囲が示されております。しかしながら、レイヤー間の垂直統合型のビジネスモデルが進展する中で、各レイヤーの市場支配的な事業者の不当な取り扱いについて、検討を行う必要があると考えます。</p>
	(4) その他「今後の料金政策の在り方」について検討すべき事項	<p>上記(1)～(3)の他、IP化の進展に対応した今後の料金政策の在り方として検討すべき事項は何か。</p> <p>-「利用者料金と接続料の水準の在り方」について、アジェンダに追加すべきと考えます。</p> <p>[理由]レイヤー間の垂直統合型ビジネスモデルが進展する中で、水平分業型ビジネスモデルとの競争を促進するためには、垂直統合型ビジネスを行う市場支配的事業者が提供する下位レイヤーのサービスを上位レイヤーの事業者が利用する場合に、卸の料金が競争を促進する上で妥当なものである必要があると考えます。</p> <p>特に、IP化が進展する中でもボトルネック性が残る設備の接続料については、利用者料金と接続料+小売料金の水準についてのチェック(スタックテスト)が必要と考えます。具体的には、現状、接続約款認可の際に、データ系についてはこうしたチェックが行われておりますが、その他のサービスへの適用や、料金変更命令等のルール整備が必要と考えます。</p>

以上